
研究ノート

カリフォルニア州の刑務所監視体制と 受刑者の人権に関する考察

——2007 年の刑務所・行刑改革による
更生監視委員会 (C-ROB) を含む——

澤 登 文 治

序

第 1 章 カリフォルニア州の刑務所監視体制の概要

第 1 節 刑務所オンブズマン (Prison Ombudsman)

第 2 節 矯正更生局監視庁 (The Office of the Inspector General)

第 3 節 カリフォルニア更生監視委員会 (C-ROB: The California
Rehabilitation Oversight Board)

第 2 章 カリフォルニア州の刑務所監視体制に関する評価

結 語——今後の課題：わが国における刑務所監視との関連で

序

わが国における刑務所改革において、『行刑改革会議提言』(平成 15〔2003〕年)によって、改革の重要な要素の一つとして、行刑の透明化が謳われ、平成 18 (2006) 年から「刑事施設視察委員会」が刑務所を中心とする全国の各刑事収容施設 (平成 21〔2009〕年度現在 77 施設) に設置された。「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成 17 年 5 月 25 日法律第 50 号。以下、刑事収容施設法) 7 条は以下のよう規定する。「刑事施設に、刑事施設視察委員会を置く (第 1 項)。委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとする (第 2 項)。」刑務所内における受刑者処遇に関して、また社会復帰のために実施されている矯正教育等に関するプログラムについて、一般国民にも理

解され、国民に支持される行刑を心掛けるために透明化が必要なのは論を俟たないが、そのためには、受刑者の人権保障が、受刑者の社会復帰を実現するための基礎的要件であるという観点を忘れることはできない。事実、刑事収容施設法は1条でつぎのように同法の目的を規定している。「この法律は、刑事収容施設（……）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者（……）の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする」と。そのうえで30条では、つぎのように更生と社会復帰のための処遇を規定する。「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」つまり、2001年と2002年に名古屋刑務所で起きた刑務官による受刑者に対する死傷事件のような事件が二度と起きることのないように「適切な管理運営を図」り、「被収容者……の人権を尊重」し、「適切な処遇」を実施する体制を整備し、受刑者の「改善更生」と「社会生活に適應する」ための矯正教育を実施し促進することは、今回の刑務所改革において最大の目的なのである。したがって、受刑者の身体の安全を確保し、最低限の生活水準を保障することによって「人権を尊重」することが、改善更生のための処遇の前提であるとされたのである。

しかし、刑罰執行中の受刑者に対する人権保障は、行刑の実施と管理との関係で、非常に評価困難な均衡を要求する。というのは、一般市民と同様の人権と自由とを受刑者に享有させるわけにはいかず、むしろさせないことが、刑罰の中に含まれていると考えられるからである。ところが、最低限の基本的な身体的安全と権利を保障された後によく受刑者は、更生のための矯正教育を真剣かつ真面目に受けることができるような、物質的・精神的環境が整えられたことになる。なぜなら、常に身体の危険を感じ、不安の中で日々受刑者は生活しなければならない状況に置かれているとしたら、心身ともに余裕を持ちながら、将来への展望を思い描き、自己の犯した犯罪行為に思いをいたし、反省し、それを克服して社会復帰を目指すという、更生にとって必要不可欠な意欲が生ずるはずはないからである。つまり、人権保障と刑罰という一見矛盾する観念が、行刑には初めから含まれていることになる。また、彼らが更生し、社会復帰を無事に達成し、再犯を犯さないことは、受刑者本人にとってはもちろんのこと、社会にとっても、国民にとっても大変有益なはずであり、その意味でも、施設内における環境整備は、全国民の人権保障に間接的にも貢献することを意味する。したがって、受刑者の人権と、その更生・社会復帰、そして、一般国民の人権保障とが、少なくとも間接的には関連すること

を前提に、受刑者の人権を考察することもできる。

それでは、受刑者に保障されるべき最低限度の心身の安全の保障、および、改善更生のための行刑の最低水準とは何か、またそのような水準が実際に保たれ、心身の安全保障がなされているか否か、また有効な矯正教育が実施されているか否か、誰がどのようにして確認し評価することが適切かつ望まれるのだろうか。第一に、最低水準について、憲法 36 条は「残虐な刑罰」を絶対的に禁止しているが、同条文が示すのは最低限度の保障に過ぎず、行刑等が「残虐」でなければ問題はならないことになるから、積極的に行刑等の実質の中身として、何が最低限のものとして要求されるかについて述べることはない。また国際法上、「世界人権宣言」や、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書〔＝人権 B 規約〕」、わが国も批准する「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」は、一般原則として憲法 36 条と同様に「拷問及び残虐な刑罰」、「非人道的な若しくは屈辱的な取扱い（世界人権宣言 5 条）」、「非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰（人権 B 規約 7 条）」を禁ずるのみである。さらに、国連で 1995 年に採択された「被拘禁者処遇最低基準規則（the United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners）」は、受刑者の権利として、たとえば居住設備、個人衛生、衣類および寝具、医療、規律および懲罰、外部との交通など、多くの分野に関して最低基準を相当詳細に示している。しかし、少なくともわが国では、これは法的拘束力のないものと考えられているため、わが国の刑務所等刑事施設における具体的な行刑施策運用等については、参考程度のものでしかなく、行刑の内容も実施も、ほぼすべて法務省に委ねられているのが実態である¹⁾。

第二に、刑事施設内の処遇全般および個別の処遇の妥当性判断について、刑事収容施設法の各条項およびその下位規則等が示すところを一応の基準として、どのような機関が点検および確認をしているのか。刑事施設視察委員会には、外部の視線として、行刑の適切性を判断することが期待されていることであろう。また、各刑事施設の上級庁である矯正局は、刑事収容施設法によって視察委員会に提出が義務付けられている年に一度の「意見」によって、同委員会の意見を知ることができるが、そのみならず受刑者からも、同法 157 条以下（第 2 編第 2 章第 13 節）に設けられている不服申立制度を通じて、多くの情報を直接的に得ることができ、それによっても刑事施設の状況を把握することが可能となるであろう。しかし、そのような方法で把握された状況を基になされた何らかの行刑上の改善等が、どのような変化を現場にもたらしたのか、その効果はどのようなものなのかについて、どのよう

にして視察委員会および国民は確認できるのだろうか。また、刑事施設内で実施されている矯正教育の有効性、またさらに、必要な変革について、誰がどのように把握し評価するのだろうか。単に、受刑者の人権の尊重と、更生のための矯正教育の充実とを謳い文句にするだけでは不十分である。そのような行刑に関する評価の体制が確立されており、そのフィードバックを通じて行刑の改革と改善とが実効的であることが確保されて初めて、受刑者の人権尊重と更生・社会復帰施策も実効的なものとなりうるはずである。

本稿は、以上のように、行刑において必要十分な人権保障を確保することが受刑者の更生にとって、また社会にとって重要であるという観点から、実際の刑務所行刑を監視し評価する体制がどのようなものなのか、そしてそれが実効的なものなのか否かについて考察するために、一つの参考対象として、カリフォルニア州における刑務所監視体制を概観していく。

カリフォルニア州の監視体制を対象とするのは、つぎの理由からである。つまり、同州における監視体制には、これまでに、いくつかの国において伝統的な仕組みとして実践されてきていた、オンブズマンおよび監視機関などが存在してきたが、それらに加え、2007年の州議会下院法案900(=AB900)の可決に始まる刑務所改革の一環として設置された、「カリフォルニア更生監視委員会(California Rehabilitation Oversight Board=C-ROB)」が、行刑の中でも特に、矯正教育および社会復帰更生プログラムに焦点を当てて、その実施状況と有効性などについて評価・検討する体制を整えたからである。つまり、日々の受刑者処遇を担当する刑務所等に対してだけでなく、行刑の重要な目的である更生および矯正教育についての監視も実行されるようになり、矯正教育を中心とする行刑の中身についての評価が実施されるようになったと考えられるのである。

それでは以下、第1章においてこの「カリフォルニア更生監視委員会(C-ROB)」を中心に、それ以外の機関も含めて、カリフォルニア州における刑務所監視体制の概要を検討し、次いで第2章で、このような同州の体制がどのように評価されるのかを考察する。その上で、最後に、これらの検討が、わが国の刑事施設視察委員会に期待される役割に関して、どのような示唆を与えうるのかについて検討したい。

第1章 カリフォルニア州の刑務所監視体制の概要

刑務所における行刑を監視する仕組みとしてカリフォルニア州がこれまでに有していたのは、主に受刑者の苦情等に対処するために1997年に設置された「刑務所オンブズマン (Prison Ombudsman)」と、より一般的に、刑務所のみならず同州矯正更生局の政策一般および会計審査についても扱う1994年設立の「矯正更生局監視庁 (the Office of the Inspector General=OIG)」である。それらの概要を見た上で、今回の改革において2007年に新設された「カリフォルニア更生監視委員会 (以下「更生監視委員会」またはC-ROB)」について、以下検討する。

第1節 刑務所オンブズマン (Prison Ombudsman)

(1) 「刑務所オンブズマン」の設置とその性質

「刑務所オンブズマン」は、1997年に、カリフォルニア州刑法6267条²⁾によって、矯正更生局 (当時の矯正局)³⁾に設置された。設置当初は、「看護業務を委託された民間の施設 (the department-contracted skilled nursing facilities)」に限定的に設置されたのみであったが、その後、以下に引用する同州刑法5066条により、オンブズマンの活動は、重警備施設 (the maximum security institutions) にその役割の焦点を集中することとされた。しかし実際には、同5066条が要求する、機能の「拡張」により、少年施設を含むすべての刑事施設が対象とされており、その活動領域は州内の刑事施設全体に及んでいる。

5066条⁴⁾「矯正局長は、既存のオンブズマン・プログラムについて、重警備施設に殊更に焦点を当てつつ、州刑務所全体にオンブズマンの総合的展開を確保すべく、拡張しなければならない。」

こうして現在では、33すべての刑事施設を対象とする同州の「刑務所オンブズマン」であるが、そこに用意されているのは6名のポストのみで、2010年現在、5名のオンブズマンが任命されているに過ぎない⁵⁾。また、設置の経緯から、オンブズマン・オフィスは、同州矯正更生局内の一機関であり、独立したものではない⁶⁾。

また、このような職務を担う刑務所オンブズマンの資質として重要となるのは、

言うまでもなく、渉外関係、つまり多くの一般の市民との良好な関係の構築に精通しており、受刑者およびその家族、さらに被害者との関係はもちろん、州議会の議員およびそのスタッフ、行政の諸職員とも緊密な関係をスムーズに展開する能力を有する者でなければならない。

(2) その役割

1997年に矯正更生局（当時の更生局）に設置された「刑務所オンブズマン」の役割としては、主としてつぎの二つが期待されている。一つは、カリフォルニア州矯正更生局長に対して、刑務所等成人矯正施設において発生する事件や問題について報告すること、もう一つは、それら事件や問題をめぐって同局が有する課題の明確化とその解決について、前向きに提案をすることである。そのために、つぎのような任務を果たす⁷⁾。

- ・矯正局の行政上の決定が実行されていること、またそれが同局の政策に適合的であることを監視する。
- ・州立法府その他の擁護団体等に対して、同局の政策や機能について理解を促進する。
- ・起こりうる問題について刑務所長等に警告を発する。
- ・訴訟を回避するために、制度的な課題を発見し特定（identify）する。
- ・制度的な課題を発見し特定するために、受刑者その他の関係者からの手紙その他通信を検討する。

しかし、17万人近いカリフォルニア州受刑者およびその他の関係者から寄せられる「手紙その他通信」を検討し、矯正更生局の政策等が適切であるか否かを監視し、同局長に報告するという上記の主目的を達成するためにオンブズマン・オフィスに割かれている予算は、年間100万ドルに過ぎない⁸⁾。

(3) その限界

カリフォルニア州刑務所オンブズマンの職務の限界として、オンブズマン・オフィス自らが挙げている事柄は、以下のようなものである。すなわち、正式な捜査・調査を行う権限がないこと、法律やルールを変更する権限がないこと、矯正更生局の判断・決定等を覆す権限がないことなどである。つまり、受刑者およびその家族、犯罪被害者等からの指摘を受け、施設または制度として抱える問題点や課題

を発見し、それらについて検討し、政策や手続などについて、必要と思われる変更や修正をするよう、関係各所に勧告する権限を有する⁹⁾のみである。つまり、施設および制度としての問題点について熟知し、それを解決するための政策や手続、その他運用の変更を勧告することが、カリフォルニア州刑務所オンブズマンの最大の任務であるから、その目的で受刑者から、さらには受刑者の家族や受刑者によって被害を受けた被害者からも事情を聴取することにより、多くの情報を得ることができ、またそのようにすることが期待されている。しかし、独立の機関として、一定の法的な権限をもって、必要とされる変更や修正を、積極的かつ能動的に実行することが許されているわけではない。

それではつぎに、同州において、独立機関として刑務所体制を監視する、「矯正更生局監視庁」について検討しよう。

第2節 矯正更生局監視庁 (The Office of the Inspector General)¹⁰⁾

(1) 「矯正更生局監視庁」の設置とその下位機関および役割

矯正更生局監視庁は、カリフォルニア州矯正更生局内の不正を発見、調査し、必要に応じて適切な処置を取ることを目的に1994年に同州刑法6125条によって設置された。現職員数151名という大規模な組織である同監視庁の最高責任者、監視庁長官 (the Inspector General) は、州知事の指名と州議会上院の承認により、6年間の任期で任命され、その職は独立官職¹¹⁾である。また、同法6126条a項1号により、大きくつぎの三つの権限と職務を付与されている。すなわち、カリフォルニア州矯正更生局の政策・手続が適切であるか否かを審査すること、会計審査を実施すること、そして、矯正更生局全体の政策および執行に関する調査を行うことである¹²⁾。

これらの権限と職務を執行するために設けられた下位の部局としては、以下の三つが存在する。一つは、刑務所等刑事施設に対して実施する会計監査を中心とする経理上の不正監視に当たる「会計審査調査局 (The Bureau of Audits and Investigations)」¹³⁾、二つめに、矯正更生局における行政的・刑事的な側面から不正を監視する「刑事捜査局 (The Bureau of Criminal Investigations)」¹⁴⁾である。そして、三つめには「独立審査局 (The Bureau of Independent Review)」¹⁵⁾で、矯正更生局における内部捜査の実施を監視すると同時に、懲戒処分や訴訟に関する監視を行う。また、刑務所等における看守など職員による実力行使についての監視も独立審査局が実施する。

本稿の目的である刑事施設の行刑監視システムの視点から最も関心が持たれるのは、最後の「独立審査局」であるから、その職務およびその実施状況について、同局が毎年ほぼ1回のペースで発行している報告書を概観しながら検討する。

(2) 「独立審査局」の職務の概要

同局が2010年4月15日に発行した全174頁の報告書において、実際に前回報告書からそれまでの時期に取り扱ったいくつかのケースの調査等の顛末が記されている。その報告書の一部を以下概観し、その職務と調査の実態を把握しよう。

「モニタリング活動の概要 (SUMMARY OF MONITORING ACTIVITIES)」とする項目の冒頭で述べられているところを以下に引用し、同局の任務を明確にする。すなわち、「独立審査局の第一の職務は、矯正更生局の懲罰過程をモニタリングすることである。これは、職員の不正行為を組織内で調査する内部捜査 (internal affairs investigations) の実施について、および、不正行為とされる行為に関する懲戒処分 の決定について、モニタリングすることを包含する。それに加えて、独立審査局は、矯正更生局の『重大事件 (critical incidents)』に対する対処と、『実力行使事件 (use-of-force incidents)』についてもモニタリングする。』¹³⁾

つまり、① 職員に対する懲戒過程が適切であることの監視、② 矯正更生局における重大事件への対処が適切であることの監視、そして、③ 職員による実力行使が適切であることの監視、という三つが同局の主たる任務ということである。

さて、その2010年4月15日付報告書では、2009年7月から同年12月までの約半年間にカリフォルニア州矯正更生局が管轄する刑事施設等において発生した、死亡事件8件を含む271の事件、および、139件の重大事件をモニタリングの対象としている。ここで言う重大事件とは、「矯正更生局の即時的対応を必要とする暴動や殺人」などである¹⁴⁾。また、この件数は2009年9月発行の報告書作成時に比して減少しているが、それは予算削減による職員の勤務時間カットにより、対象事件数を絞り込む必要があったためで、事件数自体が減少したためではないということである¹⁵⁾。

1. 職員の懲戒処分に関する監視

独立審査局が職務とするモニタリングのうち、第一の「職員に対する懲戒過程」に関するモニタリングにおいては、同審査局は内部捜査官と相談し、重要な事情聴取に立会い、証拠を審査し、捜査報告に関し勧告を行う。それに基づき、矯正更生

局の雇用委員会 (hiring authorities) が懲戒処分に関して決定をするが、その決定に関して審査局が同意しない場合には、雇用委員会幹部による再審査が行われ、最終的な処分が決定される。当然ながら、懲戒対象となった職員はその処分について異議の申し立てを、州人事委員会 (the State Personnel Board) に提起することができ、独立審査局は、その後の手続をモニタリングする。その異議申し立ての結果、当初の懲戒処分から大きな変化が生じた場合には、それを報告書に記載し公表することができる。そのような公表がなされた懲戒処分は、今回の報告書の対象期間においては 20 件存在し、そのうち 7 件に関して審査局は「不適 (deficient)」と判断している¹⁶⁾。

2. 重大事件への対処に関する監視

第二の「重大事件への対処」に関するモニタリングは、2009 年 7 月から同年 12 月までの対象期間において、139 件の事件を対象に実施された。前回調査期間の 2009 年 1 月～6 月期の件数は 147 件であったから、5% の減少となるが、「重大事件」に該当する七つのカテゴリーのうち、最多である「受刑者の身体的重傷 (Inmate Great Bodily Injury)」に関しては、前回期間の 50 件に対して今回は 60 件と増加している。また、より重度の、「致命的実力の行使 (Use of Deadly Force)」に関しても、7 件から 9 件へと増加した¹⁷⁾。したがって、その他のカテゴリーにおいてはいずれも減少している。

さて、これら重大事件とされた 139 件のすべてについてモニタリングの結果、矯正更生局によって取られた処置は適切であったと判断された。モニタリングの結果は、1 件ずつ、「事件の事実 (FACTS OF CASE)」, 「事件の処理 (DISPOSITION OF CASE)」および「〔独立審査〕局の評価 (BUREAU ASSESSMENT)」の 3 項目につき、それぞれ数行ずつ記載し、「表」としてまとめられる。たとえば、この期間の「表」の最初に出てくる事件 (Case No.09-0725) では、「事件の事実」として、「2009 年 12 月 17 日に、それより 14 日前に同室者によって性的暴行を受けたとする内密情報が職員に寄せられた。医療的評価が当事者双方に実施され、傷害には否定的な結果であった。職員が他の受刑者に面談をしたが、その情報を支持する目撃者も証拠も存在しなかった。」と記載され、「事件の処理」の項目では、「本件……は、検事局の送致基準に合致しないため、検事局に送致されなかった。また、職員の不正行為の証拠もなく、本件は内部事項捜査局 (the Office of Internal Affairs for Investigation) にも送致されなかった。」と記載されている。それに対する「〔独立審査〕局の評価」の

項目では、「本件に対する〔矯正更生〕局の全体的対応は、すべての重大局面において適切であった。同局は、十分な相談を〔関係各所と〕行っている。しかしながら、本件に関する初期情報を〔独立審査局に対して〕時間的に早急に（in a timely manner）伝達していない。〔しかし、独立審査〕局は、人事委員会が内部事項捜査局へ送致しないとする決定に同意する。」と判断し、問題性がないことを確認している¹⁸⁾。

3. 職員による実力行使に関する監視

最後の「職員による実力行使」の適切性に関するモニタリングは、職員が「銃器など、致命的実力の行使」をした場合、または、「死を結果するような実力の行使」をした場合に、直ちに矯正更生局は、独立審査局に通知することとなっており、その通知を受けて同局は直ちに事件の現場で調査を開始する。今回の報告期間においては、8件の「致命的実力の行使」がモニターされ、3件において刑事捜査が、5件において行政的捜査が実施された。それらに関してこの報告書では、たとえば、「2009年11月1日、2名の受刑者が喧嘩、職員の停止命令に従わず。職員は事件を制止するために、致命的ではない3発を発砲。最初の2発は、目標を外れたが、3発目は2名のうちの1名の手首に命中し、喧嘩は停止した。その命中で負傷した受刑者は地域の病院に搬送された。」という「事件の事実」（Case No.09-0728）について、矯正更生局は受刑者を送検せず、また職員の不正行為も存在しないと判断したため、内部事項捜査局に送致しなかった。またこれら一連の事件の顛末について、独立審査局も、問題がないと判断している。すなわち、「〔独立審査〕局は〔矯正更生〕局が、すべての重大局面において適切に対処したと判断する。本件に関し、〔矯正更生〕局は〔独立審査〕局に適切に通知し相談をした。人事委員会は、本件を内部事項捜査局に送致しないことを選択したが、〔独立審査〕局はその決定に同意する」¹⁹⁾と。

以上のように、「独立審査局」は、受刑者と日常的に接する機会のある職員のさまざまな不正行為に対する懲戒処分の適切性や、職員による実力行使の適切性、また実力行使の後の矯正更生局の処置の適切性などについて、独立機関として捜査・調査した上で評価し、それを毎年1回以上、報告書として公表する。こうすることにより、施設で何が起きており、それについて誰がどのように対処し、どのような処理がなされたのか、また独立審査局の評価はいかなるものかについて、外部の一

般の市民も知ることができ、理解することが可能となる。このような方法で、同州では、刑務所等における行刑の運営についての適切性を確保するよう制度的に保障しており、また、一般の人々に対しても透明性を確保することができるような方法を設けていると考えられる。

それではつぎに、カリフォルニア州における刑事施設の行刑、特に受刑者に対する矯正教育および社会復帰を実現する更生のための施策およびその実施に関する監視体制について、検討しよう。

第3節 カリフォルニア更生監視委員会 (C-ROB: The California Rehabilitation Oversight Board)

(1) 「カリフォルニア更生監視委員会：C-ROB」の設立と役割

C-ROB は、2007年に可決された州議会下院法案 AB900²⁰⁾によって改正された、カリフォルニア州刑法 6141 条が設置する監視委員会で、受刑者および保護観察中の者に対して矯正更生局が実施する矯正プログラムに関して、定期的にそれらプログラムの有効性や実施状況の審査を行い、州知事および州議会に、年に2度、報告書を提出することを任務としている。同条は、以下のように C-ROB の権限等について明示している。

C-ROB は、少なくとも年に4回会合を開き、矯正更生局が受刑者および仮釈放中の者に対し実施する精神的健康 (mental health)・薬物乱用・教科教育および職業訓練に関する諸プログラムを定期的に審査しなければならない。同委員会は、3月15日および9月15日の年に2回、州知事および州議会に対し〔報告書の提示によって〕報告をしなければならない。また、必要と考えるならば、その他の報告書を提出することができる。報告書は、つぎの事項に限定されるものではないが、それらを含むものでなければならない。〔すなわち〕治療 (treatment efforts) の効果についての調査結果、受刑者の更生需要 (rehabilitation needs)、局内での諸矯正プログラム間の格差、受刑者のプログラムへの参加状況および成功状況である。同委員会はまた、矯正および治療プログラムの修正、追加および廃止について、州知事および州議会に勧告 (recommendations) をしなければならない。……

この条文に示されているように、C-ROBの任務は、単に2007年のAB900に基づく新規のプログラムの実施状況を監視することだけではなく、「精神的健康・薬物乱用・教科教育および職業訓練に関する諸プログラム」を審査する、とされていることから分かるように、矯正更生局が実施するさまざまな種類のプログラムをその対象としている。つまり、C-ROBが実施状況を監視し評価するプログラムには、矯正プログラムだけではなく、その他教科教育や職業訓練などが広く含まれているのである。

さて、2007年6月19日に初めての会議を開いて以来、C-ROBは年に6回のペースで会議を開いてきている。これら会議はすべて公開となっており、市民の誰でも傍聴することが可能であり、各会議の開催日時場所、議題等および議事録について、ウェブ上で見ることができる²¹⁾。同委員会のメンバーは11名で、同州矯正更生局監視庁長官が議長を務め、そのほかには、矯正更生局長、成人プログラム責任者、カリフォルニア州コミュニティー・カレッジ副学長、同州アルコール・薬物プログラム局長、精神健康局長、カリフォルニア大学（アーバイン校）教授、カリフォルニア州立大学（サクラメント校）教授、ソラノ・カウンティー保安官（知事指名）、成人保護観察官チーフ（上院臨時議長指名）、ロサンゼルス・カウンティー精神健康局地域医療所長（下院議長指名）がメンバーに加わっている²²⁾。さらに、先述、同州刑法6141条にあるように、C-ROBは、毎年2回、さまざまな矯正教育プログラム等に関する審査の結果について、「州知事および州議会に対し報告」しなければならないとされており、2007年からすでに8回にわたって報告書が作成され、州知事および州議会に対して提出されるとともに、一般にもウェブ上で公開されている²³⁾。

つぎに、その最新の報告書（2010年9月15日付、本文42頁および資料等付録12頁）²⁴⁾に基づいて、さまざまな矯正プログラムに関するC-ROBによる審査の結果を概観し、その活動と矯正プログラム実施における課題等について見てみよう。カリフォルニア州矯正更生局にも突き付けられた巨額の予算削減によって、多くのプログラムの規模縮小および期間短縮が否応なく強いられていることから、さまざまな課題が提起されてきていることが理解される。

（2） C-ROB 活動報告書が指摘する課題

1. 矯正プログラム受講率について

カリフォルニア州矯正更生局が矯正プログラムとして実施しているものには、大

きくつぎの三つがある。つまり、教科教育プログラム (Academic Program)、職業訓練プログラム (Vocational Program)、および、薬物乱用プログラム (Substance abuse Program) である。そして、課題は、それらプログラムの実施状況について、特に参加率が低迷であることを、C-ROB は指摘する。すなわち、教科教育については 35.9% の参加率に過ぎず、職業訓練は 75.6%、そして、薬物濫用プログラムは 97.5% でしかない²⁵⁾、と。

これに対する矯正更生局からの説明は、各種プログラムが新規に開始されたばかりの時期であるために、参加率が低いというものだが、C-ROB はその説明の妥当性も含め、特に教科教育については、受刑者を最初にプレイスメントするための基準に問題がないかなどについて、今後、継続してモニターしていき、次回 2011 年 3 月の報告書においてその結果を公表するとしている²⁶⁾。

2. 矯正プログラム担当者の確保について

さらに、これら矯正プログラムを具体的に実施する教員および指導員の充足数および空白率についても、つぎのように、C-ROB として検討した結果を報告書にまとめている。つまり、2010 年 7 月 1 日現在として、524 のポストに対して 53 の空きポストがあるために空白率は 10% であり、補助教員ポスト 173 に対して 117 の空きポスト、つまり空白率は 67% という状況である。そのため、これら空きポストを充足させるための募集を続けているとの説明が矯正更生局からなされているが、これに対する C-ROB としての見解は、昨冬に 800 人という多くの教員および指導員をレイオフしておきながら、現時点でこのように空きポストがあるということ自体が不自然である、というものである。また、新規の教育プログラムを含む諸プログラムの評価を、教員等を中心に構成される評議会 (leadership councils) が 6 カ月ごとに実施し、必要な改善を諸機関に求めるとしている点につき、半年ごとに変化するような教育プログラムでは、逆に受講者である受刑者にとって不利益となることも考えられるとして、これらの課題につき継続的にモニターを行い、2011 年 3 月の報告書においてその結果を報告するとしている²⁷⁾。

3. 薬物乱用プログラムの実施期間について

薬物乱用プログラムは、受刑者受講者が約 8500 名、仮釈放中受講者が約 4900 名、その受講率は 97.5% と好調のようであるが、C-ROB によると、長期間の中毒経験を有する成人に対してのプログラム期間として、90 日間というのが、十分な

効果をあげることが期待できる時間なのか否かについて、検討の余地があるとす
る²⁸⁾。さらに、実体的な問題として、仮釈放が1年以内に控えている受刑者に対
しては、薬物濫用プログラムを受講できる施設に移送することに矯正更生局は努力
するとするが、仮釈放までさらに長期の期間待たねばならない受刑者については、
そのようなプログラムの受講が不可能な施設に収容される傾向があることを指摘
し、改善を求めている²⁹⁾。

4. C-ROB 評価データのタイムラグについて

さらに、さまざまな矯正プログラムについて評価を行うことを求められている
C-ROB に対する、データ提供のタイミング等について、データが半年遅れのもの
であるため、次回報告書期限の2011年3月には、2010年4～9月のデータに基づ
く評価とその報告になることに対する不満をC-ROBは、同報告書においてつぎの
ように表現している。すなわち、「当委員会は、『正確でタイムリーなデータなしで
は、プログラムの実施とその成功について評価することができない』ということ
を〔先回に続き〕再度、確認しなければならないのは、絶大な不満 (with great frustra-
tion) を持つてのことである」³⁰⁾と。

以上のように、C-ROBは、受刑者およびその家族または被害者およびその家族
などからの、受刑生活や被害後の生活など、さまざまな面からの苦情や提案を処理
する「刑務所オンブズマン」とは異なり、矯正更生局により受刑者および仮釈放中
の者に対して実施されている、さまざまな矯正教育およびプログラムの実施状況お
よび効果等をモニターし、データを基に評価し、改善点や課題などについて州知事
および州議会に対して報告書という形式で提案することを任務としている。

その特徴としてまず挙げられるのは、原則的に公開ということだ。年2回提出の
報告書はもとより、年4回以上の開催が法的に義務付けられ、実際には年6回開催
されている会議自体が公開され、矯正プログラムにおいて何が問題として議論され
ているのか、課題は何かなどについて、一般市民に傍聴を許し透明性を高めてい
る。また、二つめには、矯正更生局およびその関連職員だけでなく、大学教員を中
心に第三者である3名をそのメンバーに入れ、第三者機関として一般的な良識を基
にした公平性および公正性を確保しようとしているということである。同局内部に
おける評価機関であれば、そのような一般的な公開性および公平性を保つ理由も動
機付けも生じず、2007年のAB900によって緒に就いた行刑改革以前と変わらな

い、内部的な監査ですべてが終わってしまう可能性もあろうが、このように公開性と第三者性を確保することで、受刑者の更生および社会復帰について、矯正更生局全体として説明責任を負わなければならないシステムができあがったと言える。

第2章 カリフォルニア州の刑務所監視体制に関する評価

前章では、カリフォルニア州における刑務所監視システムの概要を見た。つぎに、そのような監視システムに関する評価を、特にどのような課題が指摘されているのかについて、前述の主たる三つの機関について検討していこう。

(1) 「刑務所オンブズマン」について

1997年に設置された「刑務所オンブズマン」に関する課題として指摘されていることのうち、特に重要と考えられるのは、その独立性の欠如である³¹⁾。連邦控訴審第9巡回区裁判所裁判官アーサー・アラコン (Arthur L. Alarcon) はその論説³²⁾において、独立性欠如の問題を扱っているもので、これについて検討しよう。

「刑務所オンブズマン」に独立性が確保されていないことから、受刑者の権利侵害に対する救済に失敗した例として、アラコン判事が挙げるのは、担当の連邦控訴審第9巡回区裁判所に2005年に係争した「ローズ対ロビンソン事件」である。原告のカリフォルニア州刑務所受刑者ケビン・ローズが、刑務所内での処遇について苦情の申し立てをしたことが原因で、繰り返し刑務所から報復を受けたとして、訴訟を提起したものであった³³⁾。その訴訟の被告には、刑務所刑務官および刑務所長以外に、「刑務所オンブズマン」も含まれていた。なぜなら、ローズは、刑務官の彼に対する取り扱いに関して、苦情をオンブズマンに提出し救済を求めたにもかかわらず、オンブズマンは迅速かつ適切に処理することなく、むしろ受刑者で構成される「勸告協議会 (the Men's Advisory Council)」に苦情を転送しただけで、その「勸告協議会」は受刑者救済の権限を持たないため、結局、ローズは何ら実効的救済を得ることがなかったからである。それではなぜ「刑務所オンブズマン」は、ローズの苦情についてそのように不適切と考えられるような処理をしたのか。アラコン判事は、そこにオンブズマンの独立性の欠如があると指摘する。つまり、独立して事件を調査し受刑者の救済をする権限がオンブズマンに認められてい

れば、その権限を行使して、事案の真偽を調査・確認の上、ローズの救済を図ることが可能であったらうが、その権限が認められていないために、オンブズマンは「勧告協議会」という他の組織にローズの事件を転送し、処理を託すしかなかったと考えるのである³⁴⁾。

アラークン判事の主張は、「刑務所オンブズマン」に独立性を持たせることによって、数多くの事案を未然に解決することが可能となり、それによって訴訟を回避することができ、そのため莫大な出費を州は節約することができる、というものである。同判事によれば、カリフォルニア州検察庁 (the California Attorney General's Office) が矯正部門における訴訟のために割いている予算は年間 1450 万ドルで、受刑者からの訴訟を取り扱うためだけに雇用されている弁護士は 22 名、それに加えて矯正更生局も外部から弁護士を雇うために 300 万ドルの予算を有する。そして、2004-2005 年には、受刑者からの訴訟提起と解決のための示談または判決によって総額 276 万ドルあまりを、また、クラスアクションの判決において 774 万ドルあまりを同州は支払っているのである³⁵⁾。

さらに、このような出費が、「刑務所オンブズマン」の存在によって不必要となった例として、アラークン判事は、同州刑務所コーコラン (Corcoran) における 2004 年の事例を紹介する。その事例においては、特定の宗教に属する受刑者が、月ごとの宗教的行事において、特定のタイプの胡麻を利用することから、刑務所に胡麻の使用許可を求めたが拒否されたため、連邦地裁に提訴した。その連邦地裁判事が、「刑務所オンブズマン」にコンタクトを取り、受刑者に分があり、懲罰的賠償として 50 万ドルを認めることを考えていると伝えたのである³⁶⁾。この提訴および判事のコンタクトにより、オンブズマンは調査を開始し、確かに当該受刑者がその主張の通りに、ある特定のタイプの胡麻を利用する宗教を信仰しており、その行事にその胡麻が必要であることを確認した。そこでオンブズマンは、胡麻を一定量預かることとし、必要な時に当該受刑者に利用させることとし、この事案は終了した。

アラークン判事によれば、この事例が示すことはつぎの事柄である。「この事件は、オンブズマンがいかに苦情を解決することができるかを示す明確な事例を提供している。しかしながら、理想的には、このような苦情が独立的オンブズマンのもとに提示され、訴訟〔提起〕なしに (without litigation) 解決されることである。……連邦控訴審第 9 巡回区裁判所で、人権〔侵害〕について苦情を申し出た受刑者が勝訴した事件の多くにおいて、オンブズマンもその紛争を解決できたことであろうと思われた」³⁷⁾と。

このように、現行の「刑務所オンブズマン」を独立性のあるものとし、訴訟を回避する作用を担わせることで、受刑者に対する、より迅速で実効的な権利保障を確保しつつ、同時に、州にとっても訴訟費用など不必要な支出を回避できるというメリットの存在には、強い説得力がある。また、そのために、アラールン判事が提示する改正法案では、オンブズマンをハイレベルの公務員とし、その任命権者を現在の矯正更生局長から、州議会両院の過半数の承認によるものとしてその独立性を高めるとともに、任期として、再任の可能性を有する6年任期とし、「刑務所オンブズマン」の継続性および専門性を確保することを提案している³⁸⁾。

(2) 矯正更生局監視庁について

非営利公益団体であるプリズン・ロー・オフィス所長のドナルド・スペクターが2006年に公表した論説に基づき、矯正更生局監視庁(OIG)の評価を試みてみよう。スペクターは、OIGの機能について、具体的な事例の検討において、次のように積極的な評価をしている。

1990年代に、カリフォルニア州ペリカン・ベイ刑務所およびコーコラン刑務所において発生した、刑務官および受刑者の死傷事件について、OIGが捜査を行った。そして、その結果、明らかになったことは、スペクターによれば、刑務所内の暴力事件発生の原因は、受刑者自身の暴力的な行動のみに存在するのではなく、刑務所の「文化の機能、そのマネジメントの有効性、そして時として、受刑者の誤った取り扱いを擁護する政治的現実」³⁹⁾に大きく依存しているとのことである。結論としてスペクターは、刑務所など「刑事矯正施設における安全の鍵は、受刑者ではなく施設として(as an institution)の刑務所にある」⁴⁰⁾とする。

このような結論に至るための基礎的な判断材料を与えたのが、公表されているOIGの捜査結果である。スペクターはつぎのように言う。「カリフォルニア矯正更生局監視庁は、同州男子刑務所における、忌み嫌うべき状況(deplorable conditions)と貧相な運営マネジメントによって、刑務官が[受刑者によって]殺害されたことを見だし、[そのことから、刑務所の]状況と暴力との間の関係を明確にした。OIGの発見によると、警官を殺害しようとし[て有罪となり]、近時の経歴でも重度の攻撃的行動を有するために収容された受刑者を、刑務所が、一般被収容者の中にとどめることを認めるという、基本的[受刑者]分類手続違反を犯していたのである。つまり、[作業用]工具に関するお粗末な管理とお粗末な統制手続から、受刑者は武器を手に入れ隠し持つことが可能となったのだ。OIGの捜査結果は、ほとん

どの矯正行政官にとって良識であるところの、うまく運営されている刑務所は比較的安全であるが、お粗末な運営の刑務所は安全ではないということを、詳細に表明している」⁴¹⁾と。

このように、OIG が捜査権限を持ち、その結果を公表することが義務付けられていることにより、刑務所内における事件について知ることが可能となり、それに基づき評価と改革の機会を得ることができるために、積極的にOIGを位置付けることができよう。

(3) 「カリフォルニア更生監視委員会」C-ROB について

C-ROB は 2007 年に設置されたばかりの機関であり、これに関して、研究者による評価等は未だ公表されていない。しかし、先述の 2010 年 9 月発行の C-ROB 報告書の中で示されているように、矯正更生局からのさまざまなデータや資料提供が約半年ほど遅れ、それを基に C-ROB は同局の矯正プログラム等の施策を評価するために、さらにそれ以上の時間が必要とされる。そして、その評価に基づき C-ROB が州議会および知事に対して、改善勧告等をするのはさらに後になり、その改善勧告等を基に立法および行政的措置が取られるとすると、そのような C-ROB の評価や提案が現実に実行されるのは、問題が露見されてから相当先のことになる。そのような点が、C-ROB の欠点ではなくても、実効性についての評価として、マイナスに作用する可能性はあるであろう。

また、C-ROB の構成メンバーの中には、確かに大学教員等の第三者が入っており、第三者性のある程度有することは事実であるが、その第三者の中には、弁護士などの法律専門家は含まれていない。つまり、刑務所内での人権侵害等に関する受刑者からの苦情を、実際に訴訟において処理している法律家の視点から、矯正更生局の行刑および矯正施策との関係で検討評価し、訴訟回避に資する行刑および矯正施策とすることが必要であろう。であれば、C-ROB のメンバーの中に法律家を入れることが重要であろうと考えられる。したがって、今後の課題の一つとして、C-ROB のメンバー構成の再検討が挙げられよう。

結 語——今後の課題：わが国における刑務所監視との関連で

以上本稿では、カリフォルニア州の刑務所等刑事施設における、矯正教育を含む

行刑に関する監視体制がいかなるものなのかを概観してきた。その結果、主として三つの機関が存在し、それぞれの役割に応じた監視機能を果たしていることが理解された。まず、受刑者およびその家族等から、苦情を直接的に受け付け、処理する組織として、矯正更生局内部に存在する「刑務所オンブズマン」である。つぎに、刑務官等矯正更生局職員に対する懲戒処分手続をモニターすると同時に、それら職員の実力行使を監視し、時として、適切性を欠いた疑いのある行為について捜査を行い、その結果に基づき必要に応じて検察庁に送検する機関で、矯正更生局から独立して存在する「矯正更生局監視庁」OIGの中の「独立審査局」である。そして、三つめに、矯正更生局が主として受刑者に対して実施する矯正教育や諸プログラムの実施状況およびそれらの有効性について監視し評価する、2007年AB900により設置された「カリフォルニア更生監視委員会」C-ROBである。そして、これら機関の活動は、「刑務所オンブズマン」を除いて、年に複数回の報告書の州知事および議会提出によって公開されることで、関係機関および市民に、何が矯正更生局の施設で起きており、何が問題なのかについて、明らかになるようにされている。

このようなカリフォルニアの三つの監視機関に相当する組織は、わが国にあるのだろうか。第一の「刑務所オンブズマン」の機能の一部については、わが国で2006年に設置された「刑事施設視察委員会」が果たしている。つまり、平成21年度末現在、全国で77箇所存在する「刑事施設視察委員会」は、それぞれが担当する施設の長から、その施設の行刑に関する情報の提供を受け、また、それぞれの施設の受刑者から数多くの「意見提案書」を受理し、さらに、さまざまな行刑の実態を自ら視察し、それら見聞に基づき、「視察委員会」としての意見をその施設の長に、年に一度、「意見」として提出し、それがさらに法務省矯正局にあげられている⁴²⁾。これにより、矯正局はそれぞれの施設の実態と課題などについて理解し、改善を実施することができるようになると考えられる。

他方、カリフォルニア州の「刑務所オンブズマン」は、個々の刑務所ではなく、州内すべての刑務所の受刑者からの苦情等を取り扱っている。さらに、わが国の「刑事施設視察委員会」と異なり、受刑者家族や犯罪被害者からの苦情や相談も取り扱う。そのために全施設の状況を、他の施設との比較において、さらにまた、受刑者のみならず被害者を含む犯罪の関係者からの苦情や意見を得ることにより、より広い視野から立体的に、さまざまな状況と課題とを把握することが可能となり、その分、問題解決策や刑事施設が実施すべき施策に関する提言も、総合的視点からのものとなりうるであろう。しかし、逆に、その取り扱う多数の苦情処理が「刑務

所オンブズマン」の過大な負担となり、機能不全に陥る可能性が内在するというマイナスの要素も実際に存在する。これに対して、わが国の「刑事施設視察委員会」は、それぞれ個々の施設しか見ておらず、また、苦情等もその施設の受刑者から受け付けるのみで、その家族、また、被害者および被害者家族や被害者遺族からのものは対象にならないため、実態の把握に関して、総合的および全体的な視点からのものとはならず、したがって施設の長に対する意見の内容も、その施設に限定された事柄、つまり、その施設の視察およびその施設の受刑者からの意見提案書や面会等に基づく、個別具体的な意見や提案となりがちである。また、「刑事施設視察委員会」の組織の独立性欠如および乏しい権限は、カリフォルニア州「刑務所オンブズマン」においても、わが国「刑事施設視察委員会」においても、問題となる事実を正確に把握する活動において十全の機能を果たすことができない原因となっていると考えられるため、今後、独立性および権限確保についてさらに検討されるべきであろう。

次いで、「矯正更生局監視庁」OIG 中の「独立審査局」の機能は、主として、矯正局職員の公権力行使の適切性を監視することであり、職員に対する懲戒処分 of 適切性や実力行使の適切性をモニターする。このような権限はわが国においては、一次的には当該刑事収容施設の長が有し、必要に応じて上級庁である矯正局が担当することになる。したがって飽くまで、上級庁による調査と審査であり、独立的に第三者として問題事案を検討評価するものではないから、その調査および審査の公正性および透明性の確保には必然的に限界があるということになる。また、「刑事施設視察委員会」には、調査権限等は付与されていないから、調査の必要があると同委員会が判断するのであれば、施設の長にその旨依頼することになり、上級庁の調査以上のものが期待できるとは思われない。

最後の、C-ROB による矯正教育等、社会復帰のためのプログラムの実施状況の確認およびその効果の評価については、年に2回の報告書の公開および各会議の公開によって、公開性および透明性が確保されている。ところが、わが国においては、第三者を含まない矯正局の内部調査と評価があるのみで、外部に対しては「刑事施設視察委員会」に対する情報提供にとどまる。もちろんそれを受けて、「刑事施設視察委員会」は施設の長に意見を提出することは可能となるが、前述のように、その意見は「とりまとめ」られて、法務省矯正局のホームページに掲載されるのみで、個々の委員会の意見提案等の全文が掲載されるわけではない。つまり、公開性・透明性について相当の限界が存在すると言えよう。また、そのようなプログ

ラム等について、専門的知見から評価する能力を有する視察委員が十分確保されているのか否かについても定かではない⁴³⁾。

以上の検討の結果を、刑事施設外部の第三者機関として、2005年の刑事収容施設法7条によって設置された刑事施設視察委員会の観点から、再構成しつつ検討を加えてみるとつぎのようになる。

第一に、C-ROBが毎年2回報告書を提出する点は、回数の違いこそあれ、わが国の「刑事施設視察委員会」においても同様（わが国では「意見」）であるが、最も異なる点は、わが国の「刑事施設視察委員会」においては、全国さまざまな行刑を大局的・全体的に見る機会が限定的であることである。つまり施設ごと、極端には一つの刑務所のみを視察するのが「視察委員会」であり、他の刑事施設における行刑の状況を把握することはできない。全国の全体的な刑事施設のあり方の中で、担当を委ねられているその施設の状況を相対的に理解し、視察し、意見を述べるのが重要となる場合も多々あるはずである。そのようなことが現時点の「視察委員会」においては困難であろう。確かに、個々の施設につき、しっかりと把握することも必要であるから、「視察委員会」がそれを行っている点は、数多く存在する施設の矯正施策すべてについて議論するC-ROBの監視方法よりも優れているかもしれない。しかし、監視の対象となるのが個々の施設に限定されているがゆえに、「視察委員会」が個別の施設の枠を超え、さまざまな状況や意見を集約し、全体的な、国としての行刑のあり方について、監視していく制度とはなっていない点は、改善の余地があるだろう。この点の改善策として考えられることは、年に一度以上の、全体会または地区ごとの集会を招集し、個々の「視察委員会」の枠を超えた情報交換会、状況報告会、意見交換会などを実施することである。それにより、全施設の共通課題や問題点、また逆に、担当する個別の施設における特殊個別の問題などが浮き彫りになり、それを踏まえて、いかなる問題対処方法や解決方法を取ることが必要か、おのずと明らかになってくることであろう。

第二に、現「視察委員会」は、第三者だけで構成され、施設の職員や矯正局職員は加わっていない。つまり、純粋に第三者で構成される機関であるが、それだけに、逆に内部の状況を把握することは非常に困難となる。なぜなら、理解できない事柄について、その都度逐一、施設側に説明を求め、それに対する回答を得た上で、委員会としての議論をすることになるが、これが時間的にも状況認識としても大変な損失となることは、想像に難くあるまい。確かに、施設の職員が多く入るこ

とにより、内部委員会となってしまうことを恐れ、このように第三者だけによる委員会としたのであろうが、その分、不明な点についての処理が困難となっていることは否めない。

第三に、「視察委員会」は、行刑に関するすべての事柄を活動対象とする。つまり、受刑者の苦情などについて、面接や「意見提案書」を基に把握することは、カリフォルニア州の「刑務所オンブズマン」に類似した機能である。また、施設ごとの矯正プログラムのあり方・実施状況などの把握に努め、それに関して施設の幹部と意見交換をし、意見書をまとめるなどは、C-ROBの任務に類似した機能であろう。しかし、委員の中にそのようなプログラムの意義や有効性などについて理解できる委員、また説明し評価できる委員、まして改善点を指摘することができる委員が含まれているような委員会は全国77の委員会にそれほどないであろう。そのような委員構成などにも、今後配慮する必要があると考えられる。単に、「人格識見が高い（法8条2項）という、ほとんど意味のない資格要件しか定められていないのが現状であり、心理学・法学・医療などの専門分野に明るい者を構成員に入れるなど、要件の限定化は今後、必要となるのではないだろうか。

第四に、「視察委員会」の権限の曖昧性が指摘されよう。「視察委員会」には、施設から情報提供を受ける権限はあるものの、カリフォルニア州の矯正更生局監視庁、特に本稿で扱ったOIGの一部局である独立審査局のように、関係職員を尋問し、強制的に書類を収集し、監視カメラの映像や、事件撮影ビデオを押収し検証したりするような権限は、もちろん認められていない。したがって、わが国の刑事施設内で、刑務官の職権乱用による受刑者の身体等に対する侵害行為が実際にあったと疑われる事例が、受刑者からの「意見提案書」によって情報提供されたとして、「視察委員会」は施設にその説明を求めることはできても、自らその真偽を確かめる方法は、ないに等しい。

以上のような指摘に対して、予想される反論は、そもそも「刑事施設視察委員会」の設置目的は以下のようなものであり、特に上記の第三、第四については、そもそも刑事収容施設法上、想定も期待もされていない、というものだ。つまり、たとえば同法の『逐条解説』によると、「刑事施設視察委員会」の設置は、

法制審議会の答申〔昭和55年11月〕における刑事施設運営協議会の設置が被収容者の処遇に関係する業務に従事するなど被収容者の処遇に関する専門的知識・経験を有する者の協力を得ることに主眼があったのとは異なり、被収容者

の処遇に関係する専門的知識・経験を有しない一般の者を含め、広く部外者（地域の市民、更には国民一般）から刑事施設の運営に対する理解と協力を得られるようにすることを目的としているということが出来る。……行刑改革会議は、委員会の委員には、『地域市民のほか、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員等を含めること』が望ましいとし……ている。

……刑事施設視察委員会は、刑事施設の運営の監視機関ではなく、その視察は、刑事施設の長に対して適切な意見を述べるためには刑事施設の運営の状況を把握することが前提となることから、その把握の手段として認められたものである。したがって、視察は、刑事施設の職員に部外者の目を意識させ、被収容者に対する暴行などを防止するのに資するが、それは副次的な効果であり、刑事施設視察委員会の制度は、視察により直接に刑事施設の適正な運営を確保することを目的とするものではない⁴⁴⁾。

端的に言えば、わが国の刑事施設視察委員会の設置目的は、行刑の監視ではなく、行刑のあり方について「部外者（地域の市民、更には国民一般）から」、「理解と協力を得」、「適切な意見」を得るためのものであるから、そもそも同委員会は監視機関に該当しない、したがって、上記第三に述べたような委員構成や、第四に述べたような権限は考慮の余地はないと反論されるであろう。しかし正にその点が、刑事収容施設法の課題である。つまり、「行刑改革会議提言」が提案した、外部の者を入れて透明性を高め、国民に理解される行刑の実現を目標とするのであれば、上記の第三および第四の点も含めて、今後検討していく必要があると思われる。

またその際には、受刑者の更生と社会復帰とを促進するために、最低限の基本的人権の尊重を保障することが必要で、そのためには行刑の一般市民社会に対する透明性確保が重要である点を忘れるべきではない。つまり、戦後、世界が目指した「被収容者処遇の国際的標準化」⁴⁵⁾のために示された「被拘禁者処遇最低基準規則」の諸規定を尊重し遵守しているか否かを、各施設において点検評価できるような能力と権限を有する「刑事施設視察委員会」でなければならない。

したがって、今後の研究課題としては、被収容者の更生と社会復帰促進の基礎的条件として刑事施設内の受刑者の人権保障を位置付け、それを確保するために監視システムを構築しているカナダ連邦政府による行刑監視体制の概要を探究しようと考ええる。

注

- 1) これら条約等については、『国際人権条約・宣言集〔第3版〕』（東信堂、2005年）参照。また、「最低規則」に法的拘束力がないとするについては、森本益之「刑事人権の国際化——国際準則の動向を中心として——」国際公共政策研究4巻1号75頁、また裁判例として、浦和地裁平成4年3月23日（昭和62(ワ)1472号）判タ798号154頁、仙台高裁平成5年4月14日（平成2(ネ)455・472号）訟月40巻930頁。
- 2) 6267. (f) The Department of Corrections ombudsman program shall provide ombudsman services to prisoner residents of the department-contracted skilled nursing facilities.
- 3) California Department of Corrections and Rehabilitation: CDCR の前身は、Department of Corrections だったので、“Corrections” と “Rehabilitation” の訳し分けを明確にした。“Correction” は、「正す」という動詞：“to correct” の名詞形なので、「正」が入る「矯正」を当て、“Rehabilitation” は、「再生する」という動詞：“to rehabilitate” の名詞形なので、「生」が入る「更生」を当てた。「矯正」によって「更生」という関連になる。
- 4) 5066. The Director of Corrections shall expand the existing prison ombudsman program to ensure the comprehensive deployment of ombudsmen throughout the state prison system with specific focus on the maximum security institutions.
- 5) Arthur L. Alarcon, *A Prescription for California's Ailing Inmate Treatment System: An Independent Corrections Ombudsman*, 58 HASTINGS L.J. 591, 597, また、<http://www.cdcr.ca.gov/Ombuds/OOContact.html> に、5名のオンブズマンの連絡先が示されている。
- 6) Alarcon, *id.* at 595. 独立した組織として再構成すべきであるとするのが、Alarcon の主張であるが、それについては、本稿第2章において検討する。
- 7) 前オンブズマン・チーフのケン・ハードル（Ken Hurdle）氏からの聞き取りによる（2009年9月8日）。
- 8) Alarcon, *supra* 5 at 597.
- 9) <http://www.cdcr.ca.gov/Ombuds/> の記載に基づく概要。
- 10) カリフォルニア州矯正更生局監視庁については、<http://www.oig.ca.gov/> を参照。単に“Office”という語に対して「庁」という語を当てることに躊躇するところがあったが、職員数151名（2009年末）という規模および公訴提起する権限を有するという事実等に鑑み、敢えてこのように訳すことにした。その歴史については、参照、Diane M. Hartmus, *Inspection and Oversight in the Federal Courts: Creating an Office of Inspector General*, 35 CAL. W.L. REV. 243 (1999).
- 11) 6215. ... the independent Office of the Inspector General which shall not be a

subdivision of any other governmental entity

- 12) 6126. (a) (1) The Inspector General shall review departmental policy and procedures, conduct audits of investigatory practices and other audits, be responsible for contemporaneous oversight of internal affairs investigations and the disciplinary process, and conduct investigations of the Department of Corrections and Rehabilitation, as requested by either the Secretary of the Department of Corrections and Rehabilitation or a Member of the Legislature, pursuant to the approval of the Inspector General under policies to be developed by the Inspector General. The Inspector General may, under policies developed by the Inspector General, initiate an investigation or an audit on his or her own accord.
- 13) BUREAU OF INDEPENDENT REVIEW, SEMI-ANNUAL REPORT, July-December 2009, OFFICE OF THE INSPECTOR GENERAL, at 3 (April 2010) available at <http://www.oig.ca.gov/pages/reports/bir-semi-annual-sar.php> (hereafter SEMI-ANNUAL REPORT).
- 14) SEMI-ANNUAL REPORT at 3, footnote 1.
- 15) SEMI-ANNUAL REPORT at 3.
- 16) SEMI-ANNUAL REPORT at 4.
- 17) SEMI-ANNUAL REPORT at 12.
- 18) SEMI-ANNUAL REPORT at 99.
- 19) SEMI-ANNUAL REPORT at 100.
- 20) AB900 および、それによるカリフォルニア州刑務所改革・行刑改革については、拙稿「カリフォルニア州の刑務所改革と受刑者の権利に関する考察——2007年州議会下院法案900とその実現——」南山法学34巻2号159-206頁を参照。
- 21) <http://www.oig.ca.gov/pages/c-rob/mnam.php>
- 22) C-ROBの構成メンバーについて、つぎのウェブ頁で公開されている。<http://www.oig.ca.gov/pages/c-rob/board-members.php> 参照。
- 23) これまでの報告書について、<http://www.oig.ca.gov/pages/c-rob/reports.php> 参照。
- 24) 最新の2010年9月15日付報告書“BIANNUAL REPORT SEPTEMBER 15, 2010”は、つぎのウェブ頁で確認できる。<http://www.oig.ca.gov/media/crob/reports/C-ROB%20biannual%20report%20September%2015%202010.pdf>
- 25) BIANNUAL REPORT SEPTEMBER 15, 2010, *id.* at 3.
- 26) *Id.*
- 27) *Id.* at 3, 14-20.
- 28) *Id.* at 4, 14, 22-24.
- 29) *Id.*
- 30) *Id.* at 5.

- 31) Alarcon, *supra* 5 at 597.
- 32) Alarcon, *supra* 5.
- 33) *Rodes v. Robinson*, 408 F.3d 559 (9th Cir. 2005).
- 34) Alarcon, *supra* 5 at 595–596.
- 35) *Id.* at 604.
- 36) *Id.* at 607–608.
- 37) *Id.* at 608, 609.
- 38) *Id.* at 613.
- 39) Donald Specter, *Prison Reform: Commission on Safety and Abuse in America's Prisons: Making Prisons Safe: Strategies for Reducing Violence*, 22 J.L. & POLITICS 125 (2006) at 134.
- 40) *Id.*
- 41) *Id.* at 130–131.
- 42) 刑事収容施設法7条以下参照。公表については、10条がつぎのように規定する。
「法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。」つまり、全国に77ある同委員会の各年の意見を「とりまとめ」、それらを受けて講じた措置の内容の「とりまとめ」とその「概要」を「公表する」のみで、個別の委員会意見自体は公表の対象となっていない。最新の公表対象文書は、http://www.moj.go.jp/kyousei1/shisatsu_h21.html において確認できる。
- 43) 前注のウェブ頁にある「刑事施設視察委員会の活動状況について」では、委員数372人（H22.3.30現在）〔前年368〕職種別内訳：弁護士79人〔前年78〕、医師76人〔前年75〕、地方公共団体の職員67人〔前年72〕、地域の住民など150人〔前年143〕と記されているが、それ以上の開示はない。
- 44) 林眞琴、北村篤、名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法』（有斐閣、2010年）42–43頁。
- 45) 前注、1頁。

〔付記〕本稿は、平成22年度科学研究費補助金（基盤研究（C））に基づく研究成果の一部である。（2011年1月24日脱稿）